

令和4年度 第6回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年9月12日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和4年9月12日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和4年9月12日 午後2時00分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員  出席 25名 欠席 1名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	×
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	10番 橋口 丈一      11番 濱田 定武					
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之      参事 椎葉 尚宏					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第8 議案第4号 農地利用集積計画(第9回)の決定について					

## 開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。

だ今から、令和4年度第6回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。先の最適化推進の大会には、14名の方が出席いただきまして、ありがとうございました。台風がですね、次々に発生して、不安なところではありますけれども、気合でよそに行ってもらおうようお願いしたいと思います。はい。今日はですね、24番の深松委員が、欠席の届けが出ております。それから、10番の橋口委員が遅れて出席ということで連絡を受けております。現在、出席委員は24名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則、第17条の規定によって、10番、橋口丈一委員、11番、濱田定武委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

### 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、2ページを御覧下さい。今回は2件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号84番は、経営規模縮小のため、85番は、所有権移転のためとなっております。以上、報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただ今の報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。以上で、報告第1号を終わります。

### 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、3ページから御覧下さい。今回は、1件の届出が提出されております。関連資料につきましては、4ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。令和4年8月1日現在となっております。以上、報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特にないので、以上で報告第2号を終わります。

### 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい。それでは、報告いたします。5ページを御覧下さい。申請番号43番は、令和4年8月2日に県公告された耕作者変更に伴う賃貸借権の設定です。以上、報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただ今の報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は、6ページからになります。今回2件の審議をお願いいたします。

申請番号9番ですが、資料は7ページから14ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。賃貸借する土地としましては、3筆、地目は台帳、現況とも畑です。面積は合計3,454平米となっております。賃貸借する契約としましては、反当たり8,000円の賃貸借設定になります。譲受人は、新規就農者で、申請地に粟を栽培される予定です。

次に申請番号10番ですが、資料は15ページから23ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町外の法人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳、現況とも田です。面積は2,281平米となっております。移転する契約としては、反当たり45万円の売買による所有権移転になります。譲受人は申請地にWCSを作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第3班の現地調査がありましたので、申請番号9番の案件について、23番委員の井手委員より、申請番号10番の案件については、22番委員の北川委員より報告をお願いします。

○23番委員（井手 久美子君） 23番、井手です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号9番について説明いたします。ページは、7ページから14ページ、譲渡人、譲受人は、共に町内の方、譲受人は新規就農者です。譲受人と譲渡人は親子関係になります。賃貸借権設定です。地目は畑、面積は、3筆で3,454平米、場所は、14ページを見て下さい。上小学校近くの光源寺を南へ、山麓運動公園から150メートルぐらいの左の道沿いにあります。現在、粟が植えてあり、きちんと管理されています。何の問題もないと思いますので、審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○22番委員（北川 浩臣君） 22番委員の北川です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号10番の案件について、午前中現地調査の結果を報告いたします。資料は、15ページから23ページになります。23ページの地図を御覧下さい。場所は、石坂地区から、町道石坂線の石坂公民館から北に100メートル、総合運動公園から東に約300メートルの所にあります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町外の法人の方です。隣町で牧場を経営されています。これからダブルC Sを作付される予定です。何ら問題ないと思います。皆様方の御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号9番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号10番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号10番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号10番の案件について、原案のとおり決定いたしました。

#### 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは、農地法第4条の許可申請について説明いたします。資料は24ページからになります。今回は1件の審議をお願いいたします。申請番号1番ですが、資料は25ページから33ページになります。申請人は、町外の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況とも畑。転用面積が630平米のうち342.81平米となっております。転用の目的は、個人住宅です。28ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に、こんどう整形外科と吉井保育園がある第三種農地で、個人住宅への転用は可能です。31ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第3班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、18番委員の的射場委員より報告をお願いします。

○18番委員（的射場 洋一君） はい、18番、的射場です。農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件につきまして現地調査の結果を御報告いたします。資料は、25ページから33ページとなります。28ページの地図を御覧下さい。場所は、国道219号線、免田吉井地区にあります。こんどう整形外科から東へ100メートルほど、狭い路地を入れて行った所になります。向かい側に緒方建設がありまして、その南側の土地になります。周辺は全て住宅地になっており、この土地は、申請人の現住所は町外となっておりますが、もともとこちらの出身であるということで、御自分の名義でお持ちの土地に住宅を建てるということで申請されております。ちょっと後の案件にかかりまして、少し特殊な事例にはなりますが、申請上、適切であると思われれます。また周辺環境等の配慮もされておるとお思いますので、その点については問題なからうかと思えます。御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決しま

す。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって申請番号1番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(高田 真之君) はい。それでは、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は34ページからになります。今回は3件の審議をお願いいたします。

申請番号10番ですが、資料は35ページから42ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、台帳、現況とも畑、転用面積は2,273平米となっております。移転する内容としましては、所有権移転による売買で、総額300万円となっております。転用の目的は、農業用機械と資材置場です。38ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に、あさぎり中学校とあおぞらこども園がある第三種農地で、農業用機械と資材置場への転用は可能です。40ページから事業計画書、資金計画書、残高証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に申請番号11番ですが、資料は43ページから50ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は、町外の法人の方です。転用する土地としましては、3筆で台帳現況とも畑、転用面積は1,388平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で、総額34万7,000円となっております。転用の目的は、農業用機械と資材置場です。46ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に、あさぎり中学校とあおぞらこども園がある第三種農地で、農業用機械と資材置場への転用は可能です。47ページから事業計画書、資金計画書、残高証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号12番ですが、資料は51ページから59ページになります。こちらにつきましては先ほど4条申請と同じところになります。譲渡人と譲受人は、共に町外の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、台帳現況とも畑、転用面積が630平米のうち287.19平米となっております。権利を設定する内容としては、永久の使用貸借になります。転用の目的は、個人住宅です。54ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から、説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に、こんどう整形外科と吉井保育園がある第三種農地で、個人住宅への転用は可能です。57ページから事業計画書、資金計画書、残高証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第3班の現地調査がありましたので、申請番号10番の案件について、7番委員の城本委員より、申請番号11番の案件について、11番委員の濱田委員より、申請番号12番の案件について、18番委員の的射場

委員より報告をお願いします。

- 7番委員（城本 康志君） 7番委員の城本です。午前中、調査をした報告をいたします。農地法第5条調査書、譲受人、譲渡人、共に町内の方で、地目は畑、面積2,273平米となっております。ページは35ページからとなっております。場所は、あさぎり中学校、野球場の道を挟んで東側に譲受人の牛舎があります。その一角となっております。申請人は、ロールとか、機械、作業機などを置きたいということで、経営規模を図りたいということですので、何ら問題ないと思いますので、御審議方よろしくお願ひいたします。
- 11番委員（濱田 定武君） 申請番号11番について午前中、現地調査をいたしましたので御報告いたします。資料は43ページから50ページまでです。45ページの図面を見ていただきたいと思います。筆は3筆ございますけども周辺、特に東側につきましては、畜舎等が並んでおりまして、地目は畑ですけどもちょっと草が生えたり、WCSのロールが置いてある所でございます、今度買われまして、ロール置場それに機械の置場として利用したいということでございますので、何ら問題ないと思いますので御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。
- 18番委員（的射場 洋一君） 12番、的射場です。申請番号12番の案件について説明いたします。説明がありましたとおり農地法第4条の許可申請、申請番号1番と連動しておりまして、まず、資料のほうは51ページから59ページ、地図は54ページを御覧下さい。先ほど説明した、土地と全く同じ所になります。どういうことかと概略を説明いたしますと、同じ土地に、御夫婦でそれぞれの名義で家を2軒建てられるという話です。これが、譲渡人、譲受人が御夫婦ということで、4条の件に絡みまして、こちらに移住する際に、自分たち御夫婦の住居と、後々娘さんも、こちらのほうに移住されるということで、そのために2件、家を建てるということで、この土地を選定されており、このような計画で申請をされております。ちょっと、脇道にそれる話になりますが、1件の住宅転用の場合は、その後、面積の上限が550平米というのがございますけれども、これについては大丈夫なのかということ、県のほうに、事務局から問合せいただきましたところ、1件について、550までということで一応大丈夫という確認をとっていただきましたので、この件については問題ないものと思われまます。また、このケースはもう周辺かなり住宅地しかないという特殊な状況でもうこの農地全部転用してしまう。でも、影響は少ないということになるんですが、このルールちょっと悪用されかねないかなという懸念は別の話として、少しございますので、そこはそことしてちょっと別の話にはなりますが、この件に関しての、問題は全くないと思われまます。審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号10番の案件についてですが、申請人の譲受人が、17番委員の谷川委員の御家族になりますので、審議の時間、退出いただきたいと思ひまますので、よろしくお願ひいたします。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは質疑を行います。何かありませんか。  
(「なし」の声あり)
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めまます。申請番号10番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。  
(賛成者挙手)
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号10番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。それでは審議が終了しましたので、17番委員の入室を許可します。次に、申請番号11番の案件について質疑を行います。質疑ありません

か。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号11番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号11番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号12番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号12番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって、申請番号12番の案件については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

#### 日程第8 議案第4号 農地利用集積計画(第9回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画(第9回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

◎農業委員会参事(椎葉 尚宏君) はい、それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は61ページから御覧下さい。61ページ上段の申請番号372番から、64ページ下段の379番までは、期間満了に伴う貸借借権の再設定です。65ページ上段の380番から、67ページ上段の384番までは、新規の貸借借権の設定です。68ページ上段の385番から386番までは、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。69ページ、70ページを御覧下さい。今回の申請は5件で、申請番号53番から55番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買入れをするものです。56番から57番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。申請番号53番の買入れ価格70万円。54番の買入れ価格30万円。55番の買入れ価格50万円です。56番の売渡し価格、1段目から3段目は、51万2,500円。4段目は、25万2,517円です。57番の売渡し価格61万5,000円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。71ページから79ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請位置図は、53番から55番の農地を掲載しております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第4号、農用地利用集積計画(第9回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農用地利用集積計画(第9回)について採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しまし

た。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月11日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 10番 橋口 丈一

あさぎり町農業委員会 署名委員 11番 濱田 定武